

議員提出議案第1号

綾瀬市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する
条例

このことについて、地方自治法第112条及び綾瀬市議会会議規則第14条第1項
の規定により、次のとおり提出する。

令和2年6月3日提出

綾瀬市議会議長 松 澤 堅 二 殿

提出者	綾瀬市議会議員	青 柳 慎
賛成者	同	内 山 恵 子
	同	安 藤 多恵子
	同	上 田 博 之
	同	畑 井 陽 子

綾瀬市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する
条例

綾瀬市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例（昭和43年綾瀬町条例第10号）の一部を次のように改正する。

附則に次の2項を加える。

- 1 1 令和2年7月1日から同年9月30日までの間に支給される議員報酬月額、第2条の規定にかかわらず、別表に規定する額からその100分の10に相当する額を減じた額とする。
- 1 2 前項の規定により議員報酬の支給に当たって減ずることとされる額を算定する場合において、当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

新型コロナウイルス感染症の拡大による市民生活への影響及び現下の社会経済情勢に鑑み、議員報酬について減額措置を講じるため、所要の改正をいたしたく提案するものであります。